

初任科及び初任補修科教養実施要領の制定について

発出年月日：平成 17 年 4 月 1 日
文書番号：沖例規教第 2 号／学第 2 号
公表範囲：概要

改正 平成 21 年 7 月 2 日沖例規教台 3 号／学第 3 号 平成 24 年 1 月 4 日沖例規教第 1 号
平成 24 年 5 月 2 日沖例規教第 3 号／学第 2 号 平成 25 年 6 月 18 日沖例規教第 6 号／学第 2 号
平成 26 年 12 月 24 日沖例規教第 6 号／学第 3 号 平成 28 年 11 月 30 日沖例規教第 2 号／学第 2 号
平成 29 年 2 月 23 日沖例規教第 2 号／学第 2 号 平成 30 年 3 月 7 日沖例規教第 1 号／学第 1 号
令和 2 年 5 月 21 日沖例規教第 3 号／学第 3 号 令和 5 年 7 月 13 日沖例規教第 2 号

「沖縄県警察採用時教養実施要綱の制定について」（平成 17 年 4 月 1 日付け沖例規教第 1 号外）の制定に伴い、別添のとおり、「初任科及び初任補修科教養実施要領」（以下「要領」という。）を制定し、平成 17 年 4 月 1 日から実施することとしたので、平成 17 年 4 月 1 日以降に採用された巡査に対する初任科及び初任補修科については、要領に基づき、効果的かつ効率的に推進されたい。

なお、「初任科、初任総合科実施要領の制定について」（平成 13 年 12 月 28 日付け沖例規教第 3 号外）は、平成 16 年度中に採用された巡査に対する採用時教養が終了する平成 17 年 12 月 31 日付けで廃止する。

別添

初任科及び初任補修科教養実施要領

第 1 趣旨

この要領は、「沖縄県警察採用時教養実施要綱の制定について」（平成 17 年 4 月 1 日付け沖例規教第 1 号外。以下「要綱」という。）に基づく初任科及び初任補修科教養の実施について、必要な事項を定めるものとする。